

条例提案に対する意見聴取（自民党・道民会議）

平成 21 年 3 月 30 日
自民党・道民会議 松浦 宗信

北海道総合振興局設置条例の改正条例

1. ベスト 廃案 → 新しい条例として提案

今回の改正条例は、14 支庁体制の維持、総合振興局の名称変更、広域事務に関する新たな規定、規定を定めるに当たってはあらかじめ市町村長の意見を聞く、所管区域を公選法に合わせ元に戻す、など単に事務的・技術的な改正ではなく、理念に関わる根本的な変更と考えられる。

そのため、今までの条例は改正とはせず一旦廃止し、変更内容を整理した新たな条例として提案すべきだ。

2. ベター 継続審議

広域事務の基本フレームや振興局の機能、組織機構等を関係地域や道議会に示し、協議する必要がある、そのための説明や議論の時間を要する。

前段にも述べたとおり、根本に関わる改正であるため行政基本条例に基づき、改めてパブリックコメントを実施すべきである。

施行時期については、地方 4 団体との確認がされたことを踏まえれば、施行日を 10 月 1 日を想定しているのであれば条例に施行日を明確に示し、その間を単なる周知期間ではなく協議する期間と捉え、地域に対して条例の趣旨・内容について十分な説明・協議を行うべきと考える。

したがって、条例採決については 5 月に臨時議会を開催するか、第 2 定例会でも遅くはないと思うので、継続審議とし十分な議論をすべきだ。

北海道地域振興条例

第 3 章が削除されたことにより、単なる理念条例となり、当初この条例に託された役割が失われたため、この条例の必要性はなくなったと思われるので廃案にすべき。

地域振興においては、現行の各分野別の条例で十分役割を果たすことが出来ると考える。